【総合資料】令和8年度実施分 コミュニティ助成(宝くじ助成)事業について

令和7年8月18日

千曲市市民生活課市民協働係 作成

◎はじめに・・・

この助成事業について申請を希望する方は本資料をご確認のうえ、<u>令和7年9月3日(水)</u> <u>千曲市市民生活課市民協働係必着</u>で、必要書類(電子データを含む)をご提出ください。 電子データは下部枠内のメールアドレス宛に必ずお送りください。

≪目次≫

(1)制度の概要	2
(2) 留意事項	
(3)申請時必要書類一覧	5
(4)申請書類記入例·注意事項等	7
1.様式第1号(助成申請書)	7
2.様式第1号別表	11
3.事業実施主体規約(例)	13
4.事業実施主体の令和7年度事業計画及び予算書	14
5.金額積算根拠(見積書等)	16
6.事業内容に関する資料	16
(5)申請から事業実施までのフロ一図	16
(6) 宝くじの社会貢献広報について	17
1.宝くじの社会貢献広報表示の仕方	17
2 宝くじ社会貢献広報・表示に関するデザインマニュアル	19

【相談·申請書類提出窓口】

千曲市役所 市民環境部 市民生活課市民協働係(担当 蛭間、海野)

TEL: 026-273-1111(内線 2233) FAX: 026-273-1924

E-mail: s-kyoudou@city.chikuma.lg.jp (電子データ送信先)

(1)制度の概要

(一財)自治総合センターが宝くじの売上を原資として、地域社会の発展を支援するとともに宝くじの社会貢献について周知を図るための制度です。下表のとおり、区・自治会・自主防災組織・その他地域に密着した活動を行う団体等を対象に助成します。

なお、本制度の趣旨から、整備した設備や物品等に<u>宝くじの広報表示を行うことが義</u> 務づけられています(P17「6.宝くじの社会貢献広報について」参照)。

1 コミュニティ助成事業(一般財団法人自治総合センター実施事業)

(A) ±2	
①一般コミ	ミュニティ助成事業
助成額等	100 万円~250 万円(10 万円単位)(助成率 10/10)
事業主体	市町村、市町村が認めるコミュニティ組織(区、自治会等)
対象経費	コミュニティの活性化につながるコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備費用
	・集会施設の備品整備(机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ 等)
	・イベント用品の整備(テント、ポータブルアンプ、発電機、わた飴製造機、ステージ 等)
事業例	・お祭り用品の整備(太鼓、法被、獅子頭、神楽(宗教性のないもの)、幕、篠笛、提灯 等)
	・公園の整備(遊具・ベンチの設置、駐車場の舗装化、簡易トイレの設置等)
	・その他(除雪機の整備、スポーツ用品の整備、屋外放送施設の整備 等)
	・建築物 (※基礎・アンカー工事の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置で 10 ㎡未満かつ同時に
	整備する備品を保管する目的に限り対象)
	・ <u>消耗品(</u> ※樹木・苗等は備品扱いなので対象)・中古品 ・医薬品 ・照明器具のうち、電球の
	みの整備 ・車両(乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む)・銃、刀剣類
	・施設、設備(備品)の修理、修繕 (※太鼓等の祭道具の修繕は対象)
	・観光や教育(学校)行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの
	・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備
	・地域性のない楽器類(軽音楽器、ピアノ等)・建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、カー
対象外	ペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等)・防災目的の備品
	・宗教を連想させるお祭り用備品(太鼓、提灯、幟、法被等)
	・自転車 ・動力の付いた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品(無線機等) ・防犯カメラ
	・水車 ・PCアプリケーションソフト(パソコンと一体となっているものは対象)
	・ホタル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具(食器、包丁、箸、やかん、鍋等)
	・設置工事が必要な機器、設備(吊下げ式及び壁掛け式のエアコンを除く)・フェンスの設置
	・FF式暖房機(条件付きで可)・囲碁、将棋、麻雀、ボードゲーム類 ・ドローン
	・既存備品(エアコン、照明器具、給湯器等)の撤去費・処分費
	・電力申請費等の申請に要する費用 ・市が所有する建物へのエアコンの設置 等

②コミュニティセンター助成事業							
助成額等	上限額 2,000 万円(10 万円単位)(助成率 3/5) ※各県3件、各市町村1件まで						
事業主体	市町村、市町村が認めるコミュニティ組織(区、自治会等)						
対象経費	コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設・大規模修繕経費						
経費例	建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税						
対象外	土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理費、外構に要する経費						
備考	・土地を要する場合は、抵当権等の権利関係付着(含む抹消登記未済)、相続手続き未済の土地での事業は対象外です。事業が確実に実施されるため、権利関係の整理は必須となります。 ・修繕の場合は対象建物が建物全体をコミュニティセンターとしての用途で使用し、抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独のコミュニティ組織(保存登記済)のものに限ります。・コミュニティ組織が登記できる法人格を持っていること、すなわち認可地縁団体であることが必要です。認可を申請中の場合には対象になりませんので、ご注意ください。						

③地域防约	災組織育成助成事業でア
助成額等	30 万円~200 万円(10 万円単位)(助成率 10/10)
事業主体	市町村、市町村が認める自主防災組織 ※区・自治会名での申請は不可
対象経費	自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な設備等の整備
事業例	AED、無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器・発電機、訓練用消火器、法被等の購入
対象外	建築物、消耗品、中古品、車両、銃・刀剣類、施設・設備(備品)の修理・修繕、消火器、使用期限が決まっている備蓄品(食料品等)、数回の利用で費消される備蓄品、避難道等の整備、車両に搭載する目的の備品(無線機等)、救急セット、エアコン 等

④青少年(④青少年健全育成助成事業							
助成額等	30 万円~100 万円(10 万円単位)(助成率 10/10)							
事業主体	市町村、市町村が認めるコミュニティ組織(区、自治会等)							
业务公隶	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリ							
対象経費	エーション活動、講演会・研修会、野外活動)の実施等							
対象外	・参加者・スタッフ・実行委員に関する経費(旅費交通費、宿泊費、食費、打合せ等の経費)							
対象が	・賞金、賞品に係る経費(ただし、記念品は安価なものは対象とする)							

⑤地域国際化推進助成事業								
助成額等	200 万円まで(10 万円単位)(助成率 10/10)							
事業主体	市町村が認めるコミュニティ国際交流組織							
対象経費	多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の 団体の模範となるソフト事業							
対象外	・コミュニティ国際交流組織が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの・補助金(団体への運営補助金)、他用途に転用可能な備品整備、消耗品費等・経常的経費、食糧費(事業目的に照らし、必要不可欠である場合を除く)等							

2 地域活動助成事業(公益財団法人 長野県市町村振興協会実施事業)について

前述のコミュニティ助成事業の採択/不採択の結果は申請の翌年4月頃に判明します。①一般コミュニティ助成事業および③地域防災組織育成助成事業アで不採択となった場合は、(公財)長野県市町村振興協会が実施する「地域活動助成事業」に同内容で応募することとなります。この際の応募は自動的に行われますので、改めて申請書を提出いただく必要はありません。採択/不採択の結果は5月ごろに判明します(P16のフロー図参照)。

(2)留意事項

- <u>この助成事業には多数の応募が予想され、採択の可能性は高くはありません。昨年</u> 度不採択であった団体が再度不採択となる場合もあります。
- 令和7年8月以前に本助成事業についてお渡しした資料は昨年度までの実施要綱等を参考に作成したものです。令和8年度実施(令和7年度申請)事業についての最新の情報は本資料をご覧ください。また、実施要綱、留意事項、申請書類様式を市ホームページに掲載していますので、確認のうえ申請に不備がないようにしてください。
- 助成対象とならない事業および団体については本資料の P2「(1)制度の概要」でも紹介しましたが、詳細は自治総合センター作成の実施要綱および留意事項でもご確認ください。
- 自治総合センターは申請団体の事業内容等について書類上で判断するため、不備や 説明不足がないよう十分に注意してください。説明不足等により要件に該当してい るか否か判断できない場合、不採択とされることがあります。
- コミュニティセンター助成事業を申請される場合は、申請団体が登記できる法人格 を持っていること、すなわち認可地縁団体であることが必要です。認可地縁団体につ いてのお問い合わせは市民生活課市民協働係までお願いします。

★助成対象となる建築物の基本的な考え方

一般コミュニティ助成事業及び地域防災組織育成助成事業アでは、建築物は対象外となりますが 簡易な倉庫・収納庫・物置等は整備する備品の保管が目的であれば対象となります。

簡易な倉庫等とは、以下の条件を満たすものを指します(基本的条件)。

- ①建築確認を必要としないもの(床面積が10㎡未満のもの等)
- ②基礎工事、アンカー工事を伴わないもの(土地に固定しないもの)
- ③簡単に移動できるもの(基本的にはボックス型を想定)

プレハブは簡易な倉庫として認められていません。また最低限の大きさのもの1基とします。

(3)申請(実績報告)時必要書類一覧

※書類は一部ずつご用意ください。様式第1号および様式第1号別表は電子データの提出もお願いします。様式は千曲市ホームページ内の所定の場所からダウンロードして作成してください。

※申請書類の書き方は本資料P7以降の記載例を参考にしてください。

1. 助成申請に際して提出する書類 ◎ 必須 ○ 内容によっては必要 - 原則不要

	書類名	一般	コミセン	地域防災ア	青少年	国際化	留意事項
1	様式第1号 様式第1号別表	0	0	0	0	0	・紙及び電子データによる提出が必要
2	チェックリスト	0	0	0	0	0	
3	事業実施主体規約	0	0	0	0	0	・事業実施主体が市町村以外の場合に必要 ・また、整備した設備・備品の保管・管理をコミュニ ティ組織等が行う場合に必要、コピー可
4	事業実施主体の令和 7年度事業計画及び 予算書	0	0	0	0	0	・事業実施主体が市町村以外の場合に必要 ・また、整備した設備・備品の保管・管理をコミュニ ティ組織等が行う場合に必要、コピー可
5	金額積算根拠(見積 書等)	0	0	0	0	0	・コピーで可 ・備品の詳細(品番、単価、数量、金額等)を必ず明記 ・発行日から3か月以内
6	事業内容に関する資料	0	0	0	0	0	・カタログ等の <u>カラー</u> コピー、事業の企画書や説明資 料等
7	土地登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	0	0	0	-	-	・コピーで可(申請日前3か月以内発行のもの) ・土地を要する事業の場合は必須、ただし土地に固定 しないベンチや簡易倉庫については提出不要。
8	公図	0	0	0	-	-	・コピーで可(申請日前3か月以内発行のもの) ・土地を要する事業の場合は必須、ただし土地に固定しないベンチや簡易倉庫については提出不要。
9	建物工事に関する図 面(平面図・立面図 等)	-	0	-	-	-	・コピーで可
10	財源に関する資料 (資金積立計画等)	-	0	-	-	-	・コピーで可、一般財源等充当額の財源が分かる根拠 資料(預金通帳等)
11	議事録(総会資料等)	-	0	-	-	-	・コピーで可、コミュニティセンター建設の決定に対 する地区住民の総意が分かる資料
12	助成対象事業にかか る経費の内訳を示す 資料	-	-	-	-	0	収支の内訳がわかる資料(事業予算書等)

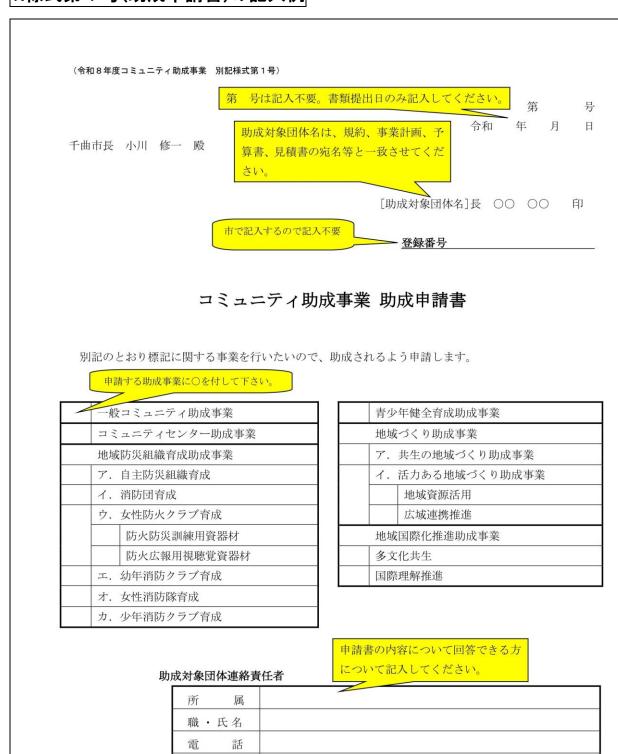
2. 実績報告に際して提出する書類 ◎ 必須 ○ 内容によっては必要 - 原則不要

	書類名	一般	コミセン	地域 防災ア	青少年	国際化	留意事項
1	様式第3号 様式第3号別表	0	0	0	0	0	・右上の日付は、事業完了日から4週間以内 ・助成決定日は、自治総合センターの交付決定日
2	チェックリスト	-	-	-	-	-	・市にて対応
3	チェックリスト長野 県版	-	-	-	-	-	・市にて対応
4	市町村歳入歳出予算書	-	-	-	-	-	・市にて対応
5	支払関連資料(領収書等)	0	0	0	0	0	・コピーで可、原則領収書を添付 ※購入品明細(名称、数量、単価等)が確認できるもの(請求書、納品書等)を添付すること
6	建物登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	-	0	-	-	-	・原本を提出。所有権保存登記を必ず行うこと。
7	管理運営規程及び備 品台帳	0	©	0	-	-	・コピーで可。(案)のままのもの、日付が空欄のも のを提出しないよう留意すること。
8	土地登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	0	0	0	-	-	・コピーで可(実績報告3か月以内発行のもの) ・土地を要する事業の場合は必須、ただし土地に固定 しないベンチや簡易倉庫については提出不要。
9	公図	0	0	0	-	-	・コピーで可(実績報告3か月以内発行のもの) ・土地を要する事業の場合は必須、ただし土地に固定 しないベンチや簡易倉庫については提出不要。
10	土地が使用できる根 拠書類(契約書・承 諾書等)	0	0	0	-	-	・コピーで可(実績報告3か月以内発行のもの)、土地 を要する場合で、整備する施設又は設備等を所有、維 持管理する団体と土地の所有者が別の場合は必須
11	建物が使用できる根 拠書類(契約書・承 諾書等)	0	-	0	-	-	・コピーで可(実績報告3か月以内発行のもの)、建物 を要する場合で、整備する施設又は設備等を所有、維 持管理する団体と建物の所有者が別の場合は必須
12	カラー写真	0	0	0	0	0	事業実施の完了と宝くじの社会貢献広報表示のカラー 表示が鮮明・明瞭に確認できるもの。白黒印刷は不可
13	印刷物・作成物(ポ スター・チラシ等)	-	-	-	0	0	・宝くじの社会貢献広報表示を行ったものの原本を提出。
14	市町村の広報誌	-	-	-	-	-	・市にて対応

※実績報告の詳細は、本助成事業に採択になった際に市より詳細をお知らせします。

(4)申請書類記入例・注意事項等

1.様式第1号(助成申請書)の記入例



1/4

F A X 電子メール (令和8年度コミュニティ助成事業 別記様式第1号)

1. 事業実施主体

必ず規約と同一名称としてください

都道府県名	7		市 (区)	町村名			
1. 組織の名称			2	\h.			
2. 事業所所在地	<u> </u>		(<u></u>	% <u>—</u>)	
(電話番号)							
3. 代表者氏名							
4. 結成年月日	年	月	日				
5. 市 (区) 町村ノ	_	市 (区)	町村人口		人(年	月現在)
活動対象地域の	0人口	活動対象	象地域		人(年	月現在)

5. は市で記入するので記入不要

2. 事業実施主体の説明

- ・コミュニティ組織・自主防災組織他、実施要綱における事業実施主体として認められることを、活動地域や活動内容等を含めて説明をして下さい。
 - 例) 〇〇県〇〇市〇〇地域(地区、集落)で〇〇や〇〇の活動を行っている自治会である。
 - 例) 〇〇年〇〇月〇〇日より、〇〇県〇〇市に認可された自主防災組織である。

3. 助成申請額

事業費総額(A)	一般財源等充当額 (B)	助成申請額 (A-B)						
8.2	2							
円	円			0	O	0	0	0円

- ・事業費総額(A)は消費税(10%)込みの総額を、一般財源充当額(B)は A の内 10 万円に満たない 端数分を記入してください (例: A が 1,110,000 円なら B は 10,000 円)
- ・助成申請額(A-B)には A から B を引いた額を記入してください。

4. 助成申請事業の計画

(1) 助成申請事業の名称

施設又は設備の整備に関する事業の場合:

例) ○○他コミュニティ活動備品(または防災備品)の整備、

コミュニティセンターの建設(または大規模修繕)と備品の整備 等

ソフト事業の場合:イベント等の名称を記載

(令和8年度コミュニティ助成事業 別記様式第1号)

(2) 助成申請事業の趣旨・目的

事業実施に際し、取り組むべき課題の重要性・緊急性及び実施に至る経緯(背景)等について記入してください。

(3) 助成申請事業の対象者

例) ○○区及び○○地区の住民

- (4) 助成申請事業の内容
 - ① 実施期間:令和 年 月 日開始~令和 年 月 日完了
 - ・「事業の開始」は業者への発注予定日を、「事業の完了」は全ての品が納品・ 検収される予定日を記入してください(コミセンの場合は業者への発注から 保存登記完了日、ソフト事業の場合はイベント等実施期間)。
 - ② 実施場所:
 - ③ 実施内容

実施する事業の内容、実施方法等を具体的にわかりやすく記入してください。

例) コミュニティ活動活性化のため、○○○を●●個新調する 等

・「実施場所」は保管場所を記入してください。

- ④ 収支内訳:別表ご参照
- (5) 助成申請事業の期待できる効果

「どのような対象にどのような効果が期待できるか」、「他団体の模範となるような特色」を記入して下さい。

- (6) 助成申請事業のスケジュール
 - ① 事業を実施 (開始) するまでのスケジュール
 - ・一般コミュニティ助成、地域防災組織育成助成事業は**記入不要**です。 コミュニティセンター助成事業やソフト事業の場合、事業の事前準備等のスケジュールを記載してください。
 - ② 実績報告書提出予定:令和 年 月 日(広報誌発行予定日より後であること)

事業完了後2か月以内かつ令和9年4月8日まで(<u>原則令和8年度内</u>)

(令和8年度コミュニティ助成事業 別記様式第1号)

(7) 助成申請事業の過去の活動実績

「過去のコミュニティ助成事業の助成実績とその概要」、「同様の事業を実施している場合はその概要」、「申請事業の分野について過去にどのような事業を実施してきたか」を記載してください。

5. 宝くじの社会貢献広報の仕方

 (1) 市(区) 町村の広報誌への掲載
 市で記入するので記入不要

 広報誌の名称
 発行予定日

 令和
 年
 月

広報誌には「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施する」旨の表現は必ず記載のこと。

(2) 購入備品、設備、印刷物等への広報表示 別紙ご参照

6. 添付資料

添付貨	LAT			
	書類名	必要書類	添付書類	備考
1	申請書(別記様式第1号、別表)	•		
2	チェックリスト	必要	添付	
3	事業実施主体規約	書類	書類	
	事業実施主体の令和6年度事業計画及び予算	覧	(E O	
4	書	表を	をし	
5	金額積算根拠 (見積書等)	参考	添付書類に○をして下さい。	
6	事業内容に関する資料	必要書類一覧表を参考にして、	るい。	
7	土地登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		(添	
8	公図	徐 付 が	付書	
9	建物工事に関する図面(平面図・立面図等)	必必	類漏	
10	財源に関する資料(資金積立計画等)	安な書	れの	
11	議事録 (総会資料等)	賣類に	ない	
12	実行委員会等の構成員を示す資料	(C) &	よう	
13	助成対象事業にかかる経費の内訳を示す資料	として	にご	
14	前年度事業の決算書及び事業実績を示す資料	添付が必要な書類に○をして下さい	注意	
15	公益法人に関する資料	V.	(添付書類漏れのないようにご注意下さい)	
16	その他			

2.様式第1号別表の記入例

(1)一般コミュニティ助成事業、地域防災組織育成事業ア

令和8年度	コミュニティ助成事業 別言	己樣式第1号別表						Ī	記載の仕方
	都道府県名:			市区町村名:		事業実施主体名:			
【事業収	双支の内訳】						Į.		
	収入内容	\$		金額(F	円)		ſi	請考	
	コミュニティ助成金						コミュニティ助成		
(m) 0 0	例)寄付:						月〇〇日現在〇		
例)〇〇	自治会一般会計(また	は特別会計)、積立金				例) 〇〇	月〇〇日残高〇	ОН	
+	収入内容、備考:事業費	豊総額からコミュニティ国	助成金を	除いた、一般財活	原等充当額の内詞	沢及び算定権	根拠を記載してください	١, ١	
	エクセルの行は、必要に	に応じて追加・削除して	ください。	(合計欄の計算	式にご注意くださ	(I)			
	事業収入合計	(=事業費総額A)							
見積書 番号	備品·設備名、 費用区分	規格・仕様・ 形式・メーカー、 費用項目等	数量	単価(円)	金額(円)	対象外 経費	整備目的•用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
1	物置							0	〇〇集会所敷地
1	テーブル							0	〇〇集会所
	太鼓							0	〇〇集会所
1	太鼓バチ							0	〇〇集会所
2	₽±×Ω ₽Τ		-					0	集会所敷地、広場
	防犯灯 既存防犯灯撤去					0		0	未云川敖地、広場
	IN THUS OF A SHALL								
3	除雪機							0	物置(今回整備)
		# - / I		04000					172 - 7 - 3 - 1117
	見積書番号:見積	書に付した番号を記載	してくたさ	ic.				1	
	備品·設備名:整備	a 請する備品・設備の名利	を、原則	見積書記載事工	夏と一致するよう!	こ、記載して	ください。		
	+							- 1	
	規格・仕様・形式・	メーカー等:原則 見積割	やカタロ	ヷ゚等の記載事項	真と一致するよう	に、記載して	ください。	- 1	
	会額の記載(内部	・以形)け 日辞書の記	1 det L _ W	ナオストンニー 記さ	齢」アノセキロ			- 1	
	並領の記載(内依	・外税)は、見積書の記	ENC-E	メタ るように、配	KUCCI/Eetio				
	対象外経費:対象	外となる経費に「〇」を	記載して	ください。(対象を	外経費合計②に詰	†算されます	-)		
	整備目的・用途:雪	修備する備品・設備の、	整備する	目的や用途を簡	簡潔に記載してくた	ざさい。			
	広報表示·広報表	示を行う備品・設備(原	則すべて	の備品・設備と	なります)に「〇ょ	を記載してく	ださい。		
	16 18 24 7 1 16 18 24 1	J.C () Shirth Bear (s)	X1,7	NO HE BONG	0.70.77 <u>1= 01</u>	CHOTH			
		所名称:備品・設備の保	呆管場所.	、設置場所の名	称を記載してくだ	さい。(下の	保管場所·設置場所の	D説	
	明と一致するように	こしてください)						-	
	エクセルの行け、	必要に応じて追加・削除	EI T (+2	さい(会計欄の	計算ポレプ注音	(ださい)		1	
	±) 2) 0) 1) 18. 9	と女に応じて近加 門屋	KC C (/_	Co.º (口 II 1 III 0)	山井北にこ江志	(1200)			
		外、栓質合計区)			
	事業支出合計	(1)+2=事業費	総額A)		()			
【コミュニ	ニティセンターの建	设・大規模修繕につ	ついての	D説明】					
所	f在地(地番)		Markova station			Marie Company and Company	Section 1		
±	地の所有者	1	睛品・設備	情の保管場所、認	と置場所をそれぞ	れ記載して	ください。		
	用承諾の有無(無の		土地大雨	オスセムリナム	4h 「2申4hoナ而士	7.担人 ()+24	原物についての記載し	+·II++	
権利	部(乙区)の有無(有の場合のそ	土地で安	ラの物点」は工	心、「建物で安り	の物口」は関	性物についての記載と	ムツ エ9	•
	土地面積								
	建物の構造			也番):土地又は	建物の所在地及び	び地番(登記	B簿謄本で確認)を記載	成してくけ	č
	物の所有者(大規模 団体認可の有無(無		(1)°						
	国体記りの有無(無 公報表示場所		L +sh -t-+_1	+2事物の記ち来	元七字/杂司符	P# + ~ T# FF) 左記書して/ポナル		
I.L.	A+K4X7*90171	-	し地また	よ建物の所有名	: 所有有(豆配海	暦本で唯認)を記載してください。		
F /# D :	記供の収集制 記号	ル栗坦ミニへ	 吏用承諾	の有無(無の場合	合の承諾予定日)	:備品・設備	i を維持管理する団体	と、土地	
	設備の保管場所・記	ダ直場所につい 5			なる場合に記載し				
	所·設置場所名称					- 1 to 200 - 200 - 2		an eth com	
	f在地(地番)			区)の有無(有(の場合のその内容	学): 土地登記	記簿謄本を確認して、	記載して	
	たは建物の所有者		ささい。						
	(諾の有無(無の場合 (乙区)の有無(有の		R管·管理	世場所の説明:保	管・管理場所とし	て選定した	理由を記載してください	١,	
	設置場所の説明	- W C 0) F 1 - C							
管理方法:管理規程に従って管理方法を簡潔に説明をしてください。									
		(例えば、	他の団体が所有	する備品・設備と	分別して管	理を行う方法等)		
保管場	所·設置場所名称		長け 保急	5提示,設置提可	fの数に応じて追	加・当場会」で	ください		
	f在地(地番)		VIO. IVE	コータリノ 山文 国土の ワ	いた。	DI DINKO			
	たは建物の所有者								
	(諾の有無(無の場合								
	3(乙区)の有無(有の 設置場所の説明)——

(2)青少年健全育成助成事業

令和8年度コミュニティ助成事業 別記様式第1号別表 記載の仕方									
	都道府県名:			市区町村名:			事業実施主体名:		
【事業収	又支の内訳】			A += /=					
	<u>収入内</u> 犯 コミュニティ助成金			金額(F	9)		備	老	
	例)参加者負					例)青少	年健全育成助成事		
	例)〇〇自治会·						円×OO人 月OO日残高OC	У Ш	
	例)〇〇市補助金					1-11-0-0	500 - Hall (a)		予定
H	マセルの行は、必要に応	額からコミュニティ助成 じて追加・削除してくだる (一手来質総銀A)	さい。(合		こご注意ください)		を記載してください。		
見積書番号	備品·設備名、 費用区分	規格・仕様・ 形式・メーカー、 費用項目等	数量	単価(円)	金額(円)	対象外経費	整備目的・用途	広報 表示	保管場所 設置場所 名称
	例)報償費	例)出演料							
	例)報償費例)旅費	例)講師謝礼 例)出演者交通費							
2	例)旅費	例)講師宿泊費							
	例)委託料 例)消耗品費	例)看板						0	
	例)消耗品費	例)チラシコピー用紙						ŏ	
	例)役務費	例) パンフレット印刷代						0	
	例)役務費例)食糧費	例)ポスター印刷代				0		0	
		付した番号を記載して							
	対象外経費:対象外と整備目的・用途:計上: 広報表示:広報表示を保管場所・設置場所を	・外税)は、見積書(なる経費に「〇」を記載する経費の用途を簡潔している。 での経費の用途を簡潔している。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	してくだ。 に記載し (原則 <u>す・</u>	さい。(対象外経 、てください。 べての印刷物・f	費合計②に計算。 <u>作成物</u> 等となりま	されます) す) <u>に「O」を</u>			
	ニティセンターの建設 「在地(地番)	投・大規模修繕につ │ │	いての	説明】					
	上地の所有者								
使用	用承諾の有無(無の	場合の承諾予定日							
権利	部(乙区)の有無(土地面積	有の場合のその内? 	容)	建物高	積(計画)				
	建物の構造			上	19、11四/				
	物の所有者(大規模							1	
	団体認可の有無(無 な報表示場所	₹の場合の認可予定 T	E H)						
		・ 设置場所についての	\						
	所·設置場所名称	X直場所に JU.CO	DUPT 1						
月	f在地(地番)								
	たは建物の所有者					建物所	有者:		
	(諾の有無(無の場合 (乙区)の有無(有の		土地有無		有の内容:	建物			
保管・	設置場所の説明		111/11/		17.77171				
	管理方法								
保管場	所•設置場所名称	1							
列	f在地(地番)		_			1			
	たは建物の所有者		-1- +1h			建物所有	9者:		
	(諾の有無(無の場合 (乙区)の有無(有の		土地有無		有の内容:	建物			
	設置場所の説明 管理方法								

3.事業実施主体規約 ※各区/自治会、自主防災組織、団体の規約・会則で構いません。

規約の例

 $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ 会規約(または会則)

(名前)

第1条 この会は $\triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle$ いいます。

(目的)

第2条 この会は、○○地区の住民の交流を図るとともに、地域に根ざした活動の中で、自分でできること は自ら取り組むことのできる心や、地域の仲間と協力することの大切さを学ぶことを目的とします。

(会員)

第3条 この会は、○○地区の居住者をもって構成します。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を実現するため、○○地区と協力しながら活動します。

(役 員)

第5条 この会には次の役員をおきます。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 ○名
- (3)会 計 ○名
- (4) 庶 務 ○名

(役員の任期)

第7条 役員の任期は○年とします。再任もできますが、なるべくたくさんの会員がいろいろな役割を経験できるように配慮します。役員は、毎年4月の総会で決めます。

(年 度)

第9条 この会の事業及び会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(運営費)

第10条 この会は、○○地区からの助成金と、△△△会の会費によって運営し、必要に応じて別途参加費を徴収します。

(会議)

第11条 毎年4月に総会を開きます。また、必要のあるときは臨時に総会を開くことができます。

(その他)

第12条 この会則に書かれていないことは、総会において決定します。

附則

- 1 この会則は、令和○○年○月○○日から施行します。
- 2 令和△△年△月△△日一部改正します。

4.事業実施主体の令和7年度事業計画及び予算書

※各区/自治会、自主防災組織、団体の総会資料等で作成した事業計画書、予算書で構いません。

事業計画の例

令和7年度△△△△会事業計画

4 月	総会 〇〇地区 植栽活動協力
5 月	〇〇川 美化活動協力
7 月	〇〇山 山道保全活動協力
8 月	〇〇地区祭り 子供みこし応援
9 月	〇〇地区 防災訓練 自主防災会への協力
11 月	〇〇地区 公民館清掃 冬季対策
1 月	〇〇地区どんど焼き協力
2 月	役員選考ほか総会準備
3 月	地域課題の確認 〇〇地区への提言

予算書の例

令和7年度△△△△会 予算書

(収入の部) (単位:円)

科目	本年度	前年度	増減	説明
繰越金				前年度繰越金
会費				OO円×OO世帯
寄付金				■■社より
雑収入				預金利息〇〇円
合計				

(支出の部) (単位:円)

	科目	本年度	前年度	増減	説明
総	会議費				総会時〇〇円
務	通信運搬費				電話料〇〇円
費	消耗品費				清掃用具〇〇円
	印刷費				会報印刷〇円
	人件費				役員報酬 会長〇〇円
事	道路管理費				〇〇山 資材〇〇円
業	防災対策費				救急セット更新〇〇円
費	レクリエーション費				子供みこし、どんと焼きのお菓子〇〇円
予備費					
合計					

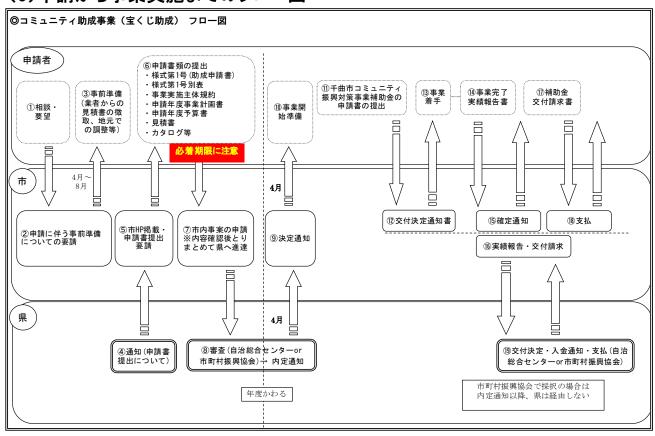
5.金額積算根拠(見積書等)

- 申請に係る**全て**の購入品や設備等の費用が分かるように見積書をそろえてください。
- 見積書の宛名・助成申請書の申請者名・規約は同一の団体名としてください。
- 昨年度不採択となった事業を再度申請する場合も、見積書は**新たに取り直し**てください。
- 消費税(10%)についても必ず明記してください。
- 見積書には宝くじの広報表示にかかる費用も計上してください。なお、すべての備品について、宝くじの広報表示が必要ですので業者に忘れずに伝えてください。広報表示の詳細は P17 「(6) 宝くじの社会貢献広報について」をご覧ください。
- 購入備品の**品番**を必ず明記してください。<u>また、様式第1号別表と照合できるように見積書</u> 中の備品/設備名等ごとに番号を記してください(鉛筆書きでお願いします)。
- 備品への文字入れについては、実施主体名以外は不可ですのでご注意ください。

6.事業内容に関する資料

● 申請に係る<u>全て</u>の購入品や設備等の概要が分かるように、<u>カタログ(カラー)や企画書</u>を提出 してください。カタログが無いものは写真等を載せた任意の説明資料をご用意ください。

(5)申請から事業実施までのフロ一図



申請後に結果が判明するのは翌年4月~5月の予定です。市からの決定通知の際に実績報告 に必要な書類やその後の流れについて改めて説明します。

(6)宝くじの社会貢献広報について【重要】

本制度の趣旨から、本事業の実績事例については市報にて写真付で紹介することと、整備した設備や物品等には宝くじの広報表示を行うことが義務づけられています。以下のマニュアルに従い、必ず宝くじの広報表示を実施してください。<u>広報表示にかかる経</u>費は補助対象経費ですので、見積書に計上するように業者にお伝えください。

1.宝くじの社会貢献広報表示の仕方

- 1). 宝くじの社会貢献広報:表示に関するデザインマニュアル」(P19,20)に準拠してください。 http://www.jichi-sogo.jp/enterprise (自治総合センターHP)からデザインをダウンロードして利用するように業者にお話しください。クーちゃんマークは必ずカラーで表示してください。 <a href="http://www.state.com/data]をおよりに表示してください。なお、長野県市町村振興協会で採択になった際は、文字「令和8年度市町村振興宝くじ助成備品」の広報表示が求められますので、業者にその旨をお伝えください。
- 2). 整備した設備・備品(付属品・部品を含む)の全てに広報表示を行ってください。
- 4). <u>広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示(布生地への表示に限る)を原則とします。</u> (特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。) ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。※テプラは不可
- 5). 表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。
- 6). 広報表示の参考例
 - ・法被等の衣装類:衣装それぞれ(衣装の上下、帯、その他付属品を含む)の表地(裏地は不可)に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。
 - ・テント:各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさで広報表示を行う。
 - ・カーテン: 本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
 - ・天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器:本体のほか、壁(スイッチやリモコン部分等)の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
 - ・防犯灯や屋外放送設備:本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにプレート等で広報表示を行う(もしくは看板による広報表示を行う)。

- ・広場の遊具等の整備:整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
- ・組立式ステージ等: それぞれの備品(部品)のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。
- ・長机:本体の天板表側に広報表示を行う。
- ・椅子:本体の背もたれ表面(椅子の後ろから見える側)に広報表示を行う。
- ・テレビ:本体と付属品(リモコン等)に広報表示を行う。
- ・獅子頭:使用中に見える正面または横面に広報表示を行う。幌を新調等した場合は、幌に縫い付けによる広報表示を行う。
- ・お面:表面に広報表示を行う。
- ・神楽、神輿:使用時に見える場所、高さに広報表示を行う。
- 7). 写真については、次の項目を充足するようにしてください。
 - ①整備した設備・備品の全体が確認できる(設備・備品名と写真が一致するようにしてください)。
 - ②整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
 - ③広報表示のデザインが確認できる。
- 8). コミュニティセンター助成事業の広報表示は以下の仕様に基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所(高さ)に表示してください。

プレート仕様:アクリル製 縦210 mm×横297 mm×厚さ3 mm(A4 サイズ、四隅をビス留め)

- 9). 印刷物等への広報表示(青少年健全育成助成事業の例)
 - ①「宝くじの社会貢献広報:表示に関するデザインマニュアル」(P19,20)に準拠してください。
 - ②作成する全ての印刷物や配布物(チラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、横断幕、新聞等広告、図録、報告書等成果物)に広報表示を行ってください。ただし、チケット、新聞、雑誌で掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記してください。
 - ③広報効果が発揮できる場所、大きさで表示してください。

2.宝くじ社会貢献広報:表示に関するデザインマニュアル

4色印刷用

<標準デザイン>



<特殊デザイン>



単色印刷用(単色は広報誌、ポスター、チラシで単色刷りの場合のみ使用可)

<標準デザイン>



<特殊デザイン>



くーちゃんイエロー				
くーわねん イーロー	/ .	+ 4	/ /	 ٠.
	\sim	(A)	7.1	 _

	<u> </u>
4 C	Y100+M30
特色	DIC2537
単色	アミ 30%

あなたに夢を。街に元気を。

00010100000	国にプレスいて。
4 C	C100+M70
特色	DIC C-267
単色	100%

宝くじ

<u> </u>	
4 C	M100+Y100
特色	DIC198
単色	100%

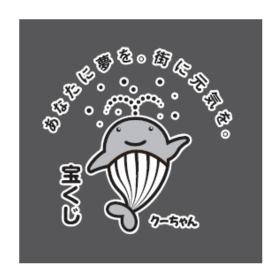
- ■4Cは反転使用不可。
- ■マークは可能な限り大きく表示してください。

白フチ使用



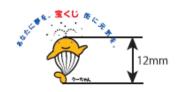






■地色が濃色の場合、文字・イラストのアウトラインに白フチを入れる。

最小使用サイズ



- ■ロゴは縦横比を変えずに拡大縮小とする。
- ■最小使用サイズ 天地:12mm (潮部は除く) また、縮小使用する場合は、「クーちゃん」・ 「宝くじ」の文字部は5mm 以下にならないよ うにしてください。



■用途により「クーちゃん」の名称は場所の変更をせずに拡大してもよい。